

小郡市インター周辺まちづくり構想（案）作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「小郡市インター周辺まちづくり構想（案）作成業務委託」の受託候補者について、公募型プロポーザル方式により相手方を特定し、契約を行うための必要な手続等について定めるものである。

1 業務概要

(1) 業務名

小郡市インター周辺まちづくり構想（案）作成業務委託

(2) 業務内容

別紙「小郡市インター周辺まちづくり構想（案）作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期限

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 小郡市競争入札参加資格者名簿に登載された者
- (3) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年小郡市告示第27号）に基づく指名停止を受けていない者（公告から受託候補者の特定の日までの期間の一部又は全部が指名停止の期間に該当しない者）
- (4) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく警告又は注意を受けていない者（公告から受託候補者の特定の日までの期間内に警告又は注意を受けていない者）
- (5) 福岡県内に本店又は支店を有している者

3 提案に係る日程

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| (1) 公告・実施要領公表 | 令和4年 5月30日（月） |
| (2) 質疑受付期間 | 令和4年 5月30日（月）～ 6月10日（金）午後5時必着 |
| (3) 質疑回答期限 | 令和4年 6月15日（水） |
| (4) 参加表明書提出期間 | 令和4年 5月30日（月）～ 6月17日（金）午後5時必着 |
| (5) 提案資格確認通知
提案書提出要請 | 令和4年 6月22日（水） |
| (6) 提案書提出期間 | 令和4年 6月24日（金）～ 7月 1日（金）午後5時必着 |
| (7) プレゼンテーション
及びヒアリング実施日 | 令和4年 7月 7日（木） |
| (8) 審査結果通知及び公表 | 令和4年 7月中旬 |

4 担当部局

小郡市都市建設部都市計画課計画係 担当：乙丸

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1

TEL：0942-72-2111（代表） 内線 352

FAX：0942-73-0571

MAIL：toshi@city.ogori.lg.jp

5 参加表明書の提出手続

本プロポーザルへの参加表明者は、次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）

② 「2 参加資格」(5)の要件を満たすことを証する書類（登記事項証明書など）

(2) 提出期限

令和 4 年 6 月 17 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出場所

「4 担当部局」のとおりに

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る（提出期限必着）。

(5) その他留意事項

① 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

② 参加表明書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。

③ 提出された参加表明書は、返却しない。

④ 提出された参加表明書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。

⑤ 提出後における参加表明書の差し替え又は再提出は認めない。

⑥ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とする。

⑦ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

6 提案書の提出手続

(1) 提出書類

① 提案書（様式第 7 号）

ア 表紙のみ「様式第 7 号」を使用すること。

イ A 4 版・両面印刷可・長辺綴じ。資料の都合上、部分的に A 3 版を使用する場合は、片袖折りにして綴じ込むこと。

ウ 提案書中には提案者名が判別できる記載を行わないこと。

エ 業務実施体制（配置予定技術者の実績を含む）、作業工程が分かるものを含むこと。

② 見積書（任意様式）

ア 業務ごとの明細が分かるようなものであること。

イ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積書の上限は「7 提案上限価格」に示す費用の上限額を予定価格とする（消費税及び地方消費税を含む）。

③ 業務実績書（任意様式）

提案者の業務実績の概要が分かるもの。

類似業務の実施件数が分かるように記載すること。

④ 会社の概要資料（パンフレット等）

(2) 提出部数

原本1部 写し7部

(3) 提出期限

令和4年 7月 1日（金） 午後5時まで

(4) 提出場所

「4 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送に限る（提出期限必着）。

(6) その他留意事項

① 提案書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。

② 提出された提案書は、返却しない。

③ 提出された提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。

④ 提出後における提案書の差し替え又は再提出は認めない。

⑤ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。

⑥ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

7 提案上限価格

本業務の提案上限価格は、2,700,000円（消費税額及び地方消費税を含む）とし、消費税額及び地方消費税については、契約時の率とする。

8 実施要領に対する質問

(1) 提出期限

令和4年 6月10日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

「4 担当部局」のとおり

(3) 提出方法

① 様式は自由とする。

② 「4 担当部局」へ持参、FAX又は電子メールにて提出すること（提出期限必着）。

なお、口頭（電話等）での質問は受け付けない。

(4) 回答方法

当該質問者に対し、FAX又は電子メールにて回答書を送付する。ただし、全業者に係る質問への回答については、小郡市ホームページ(URL <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>)において公表する。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、実施方法の変更が生じることもあります。

(1) 実施日

令和4年 7月 7日(木)

(2) 所要時間(準備時間を除く。)

プレゼンテーション 20分

ヒアリング 10分 合計30分

(3) 開催場所

小郡市役所内 (北別館2階大会議室)

(4) 審査基準

別紙「小郡市インター周辺まちづくり構想(案)作成業務委託提案審査基準」を参照のこと。

(5) その他留意事項

- ① プレゼンテーションの参加人数は、3人までとする。
- ② プレゼンテーションは、提案書の内容に沿って行うものとする。
- ③ プレゼンテーションには、「小郡市インター周辺まちづくり構想(案)作成業務委託提案審査基準」に記載されている内容について重点的に説明を加えること。
- ④ プレゼンテーションに必要な機材等は、スクリーンを除き、提案者が用意すること。
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングは、提案者が一者の場合でも行う。
- ⑥ 提出された提案書等に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。

10 受託候補者の特定方法

- (1) 提出された提案書を基に、プレゼンテーション等を通して、別紙「小郡市インター周辺まちづくり構想(案)作成業務委託提案審査基準」に基づき、審査委員会の議を経て、当該業務について最適な者を受託候補者として特定する。
- (2) 審査委員会の審議は、非公開とする。
- (3) 基準点は、300点(60点×審査委員5名)とする。全ての提案者の提案内容が基準点に満たない場合は、受託候補者なしとし、このプロポーザルは流会とする。
- (4) 受託候補者は、審査委員全員の合計得点の最高得点者とする。ただし、基準点を満たしていること。
- (5) 最高得点者が2人以上いる場合、以下の審査項目順に、得点が高いものを候補者とする。なお、審査項目の比較は、点数差が出るまで、①から順に比較していく。
 - ① 提案内容
 - ② 業務実績

- ③ その他提案
- ④ 業務実施体制
- (6) 次順位者の繰上げ

受託事業者が委託契約を履行できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった提案者のうち、評価等が上位であった者から順に、委託業務についての交渉を行うものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要領で示された、提出期限、提出場所、提出方法、その他留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

12 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式第8号、様式第9号）により、提案者全員に通知する。
- (2) 審査により特定された受託候補者の名称と提案された企画の概要及び選定理由を、小郡市ホームページ（URL <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>）において公表する。
- (3) 審査経過及び審査内容については、小郡市情報公開条例（平成12年小郡市条例第10号）等関連規程に基づき不開示とする。また、審査結果に対する異議等については、一切応じない。

13 各関係法令の遵守

受託事業者は、各関係法令並びに小郡市条例、規則、規程及び要綱を遵守することを誓約するものとする。